

コロナの影響で売上が減少した場合、償却資産税が減免される可能性が！？

前年申告をした方のところには、12月上旬頃に償却資産税の申告書が各市町村から送付されてきます。償却資産税とは、償却資産に掛かってくる固定資産税の一種です。一定額以上償却資産を保有していると、土地・家屋といった固定資産税以外にも税を納める必要性があります。

令和3年度（令和3年2月1日申告期限）については、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している中小事業者について、固定資産税減免措置がありますので熊本市を例にご紹介していきます。

熊本市以外の市町村も同様の措置が講じられています。

1. 対象者・軽減率

中小企業者（個人、法人）について、令和2年2月～10月の任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が、

◆前年同期比▲30%以上50%未満の場合…1/2軽減

◆前年同期比▲50%以上の場合…全額免除



ここでの「事業収入」には、給付金や補助金収入、事業外収益は含まれません。

2. 対象資産

事業用家屋…減価償却資産であって、一般的には工場などの事業用の建屋等を想定しています。

棚卸資産は特例対象試算ではありません。

設備等の償却資産

3. 軽減措置の流れ

1. 中小事業者等であることの確認(法人の場合)

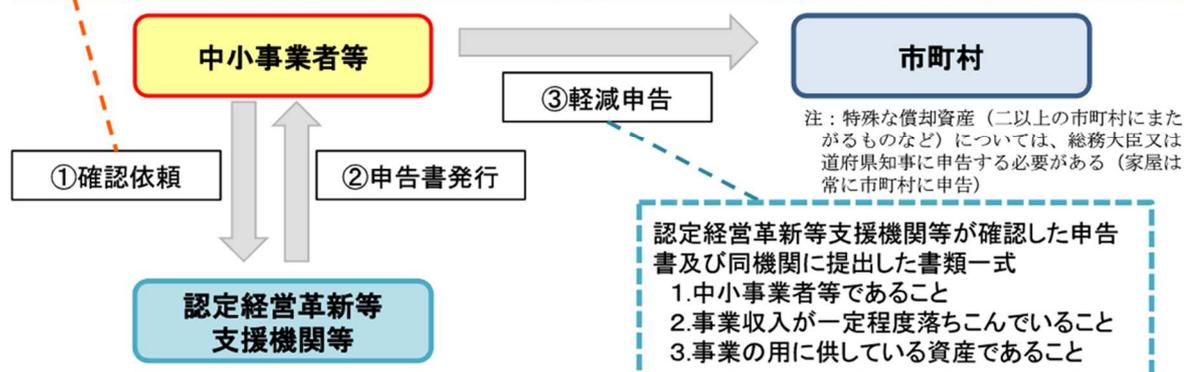
- －資本金を申告書の誓約事項で確認
- －大企業の子会社でない旨を申告書の誓約事項で確認
- －性風俗関連特殊営業を行っていない旨を申告書の誓約事項で確認

2. 事業収入の減少の確認

2020年2月～10月までの連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べ30%or50%以上減少していることを会計帳簿等で確認。

3. 特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認

特例の対象資産について事業専用の部分を所得税青色申告決算書、収支内訳書等を用いて確認。



4. 認定経営革新等支援機関等への申告書類

中小事業者等であることを確認できる書類

個人：常時使用する従業員数が1,000人以下であること、性風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。

法人：資本金等要件を満たすこと、大企業の子会社でないこと、性風俗関連特殊営業を行っていないことを申告書の誓約事項で確認。

事業収入の減少を確認できる書類

会計帳簿等で、令和年2月～10月の任意の連続する3月の期間の事業収入の合計が前年同期間と比べて減少していることを確認。

特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認できる書類

青色申告決算書・収支内訳書等で、特例対象家屋の居住用・事業用割合を確認。

5. よくある質問



開業間もない場合、前年同期比の事業収入が比較できないと思うんだけど、対象にならないの？

本制度は、前年と比較して一定の事業収入が減少している場合を要件としています。よって、**前年同期比との比較ができない場合は、対象外**です。



個人（会社の経営者等）が会社に家屋を貸し付けている場合、軽減の対象になるの？

個人に課される固定資産税は軽減の対象ではありません。ですが、個人（会社の経営者）が個人事業主として事業用家屋を貸し付けている場合、**当該事業収入の減少要件等を満たせば、対象となり得ます。**



税理士法人昴は、認定経営革新等支援機関等です。ぜひ、各担当者にご相談ください。

75 令和2年12月7日発行 【担当】櫻井 朋美



税理士法人昴の年末年始休業日は、**12月29日（火）～1月4日（月）**です。
どうぞよろしくお願いいたします。

